

# 令和6年度「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度」製品募集要項

福島県環境共生課  
令和6年4月1日

## 1 趣旨

県では、循環型社会の形成に向け、廃棄物等の有効利用とリサイクル産業の育成を図るため、主として県内で生じた廃棄物等を利用して製造された優良な製品を県が認定する「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度」を実施しています。

本制度に基づき、認定を希望するリサイクル製品を募集します。

## 2 認定対象製品

循環資源（廃棄物等のうち、循環的な利用が可能なもの及びその可能性があるもの）を原材料の全部又は一部として製造された品質等が均一な製品のうち、以下の要件に適合すると認められるものが対象となります。

- (1) 県内に事業所を有する者により、主として県内で発生する循環資源を利用し、製造されたものであること。
- (2) 廃棄物等の有効利用及び減量化に資するものであること。
- (3) 環境への負荷の低減についての十分な配慮その他環境保全のために必要な措置が講じられている事業所において製造されたものであること。
- (4) 申請時において既に県内で販売されていること又は申請の日から6月以内に県内で販売されることが確実であること。
- (5) 安全性への配慮、規格等、循環資源の配合率について定める、うつくしま、エコ・リサイクル製品品質基準に適合していること。

※ 循環資源を原材料として、「再生利用（リサイクル）」により製造された製品を対象としていますので、循環資源の全部又は一部を加工等せず、そのまま繰り返して使ったり、修理を行って使用する「再使用（リユース）」は対象としていません。

※ 製品の品質、安全性等が一定していなければ、認定時と異なる品質等の製品が流通するおそれがあるため、「品質等が均一であるもの」を対象としています。

## 3 応募方法等

当課及び地方振興局県民環境部（いわきは県民部）に備え付けてある所定の申請書に関係書類を添えて、当課に提出してください。

なお、申請書の記載方法、添付書類については、当課ホームページの「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定申請書等記載要領」を参照してください。

※ 申請書の様式等は、当課のホームページからダウンロードすることができます。

## (1) 募集期間

随時受け付けています。ただし、令和6年度の認定審査会は年2回を予定しており、次の期日までに申請されたものが各回の審査対象となります。

- 第1回審査会の対象（令和6年10月1日認定予定）

令和6年6月7日（金）申請分まで

- 第2回審査会の対象（令和7年4月1日認定予定）

令和6年11月8日（金）申請分まで

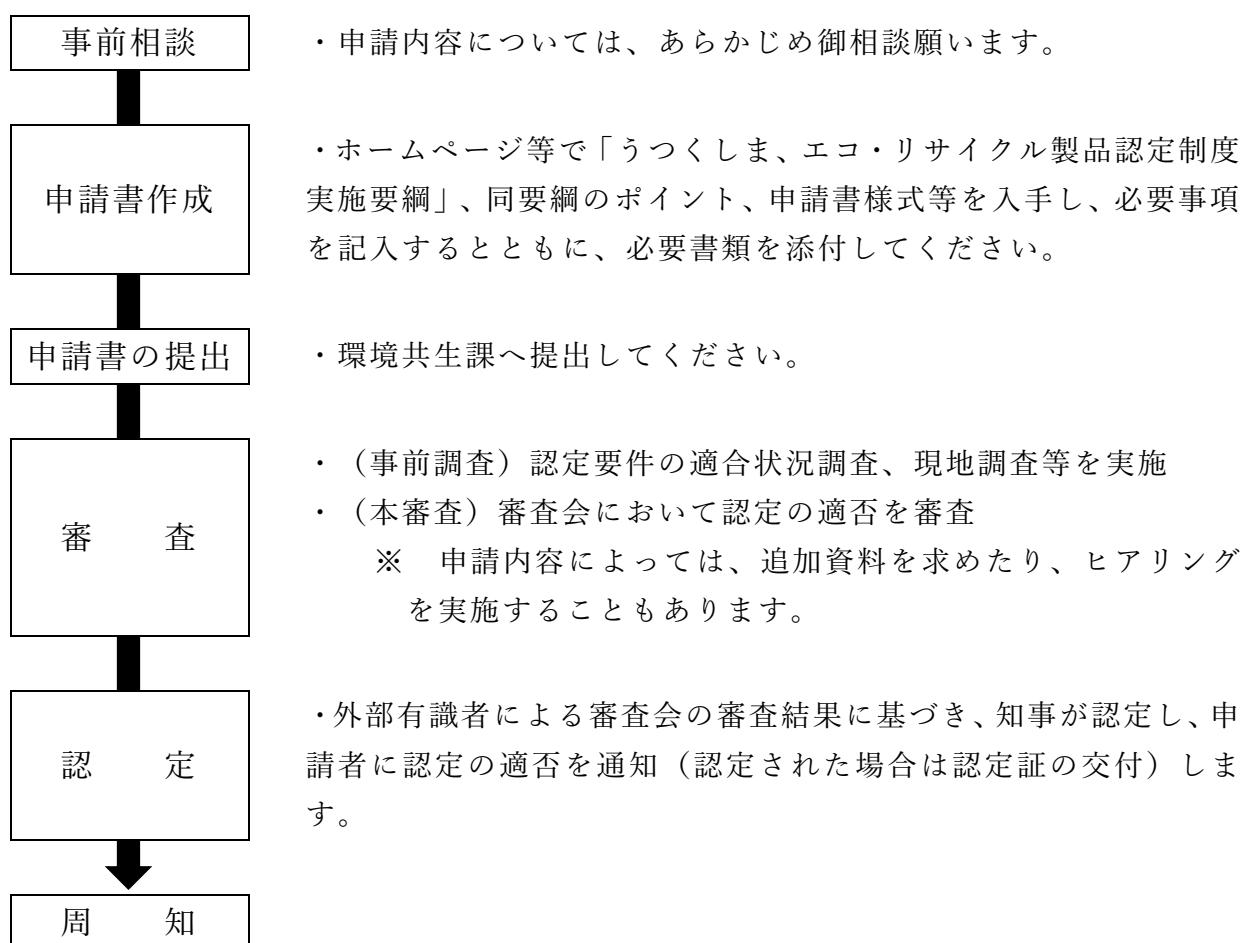
## (2) 申請窓口

福島県環境共生課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

電話 024-521-7248

## 4 認定の流れ



※ 申請内容によっては、認定されない場合や継続審査となる場合がありますので、ご了承ください。